

2006年度の高等学校における「必修漏れ」騒動に関する再検討

棚橋 信明

Rethinking the Nationwide Educational Affair in 2006 caused by Massive Shortage in the Obligatory Subjects in Japanese High Schools

Nobuaki TANAHASHI

はじめに

2018年3月に告示された新しい「高等学校学習指導要領」（2022年度に施行）により、高等学校の「地理歴史」と「公民」の科目が大きく改編され、必修の設定も変更されることになった¹⁾。今回の学習指導要領による改編の出発点として、2006年度に発覚したいわゆる「世界史未履修問題」があったことは一般にもよく知られている。

その発端は、2006年10月24日に、富山県の県立高岡南高校の3年生197人全員に、「地理歴史」の科目で「必修漏れ」があり、卒業が危ぶまれる状況にあることが報道されたことにある。この高校では、2005年度より、「地理歴史」から「世界史」を含む最低2科目の履修が必要なところ、1科目の履修で卒業できるようにカリキュラムを変更していたということであった²⁾。文部科学省は直ちに都道府県の教育委員会に調査を指示し、その結果、全国の高等学校でつぎつぎと「必修漏れ」が発覚し、最終的には10万人を超える高校3年生に「必修漏れ」のあることが判明したのである。こうした状況のなかで、文部科学省は「必修漏れ」の状態にある3年生を補習により卒業させるための「救済策」を早急に検討し、実施に移したのであった。これがのちに「世界史未履修問題」と呼ばれることになる全国的騒動である。

2006年10月下旬につぎつぎと発覚したこの問題が新聞や週刊誌で盛んに取り上げられたのは、その年の12月までのせいぜい2ヵ月ほどであった。その後は教育学者や歴史研究者によって、とりわけ歴史教育の観点からさまざまに論評が加えられることになるが、そのような専門家による考察も2008年ごろをピークとし、現在ではこの問題について踏み込んで語られることはほとんどなくなっている³⁾。そして、2022年度に実施される新しい学習指導要領によって、「必修漏れ」の原因として最大の難物とされた「世界史必修」も終わろうとしているのである。

「必修漏れ」は「地理歴史」で最も多く発生し、その中心に「世界史必修」の問題があったのは確かである。しかし、本稿では2006年度の「必修漏れ」騒動そのものの本質に迫るために、これを特定教科や科目の問題から切り離して、騒動の展開と事実関係について再検討を進めることにする。こうした再検討を通じて、全国的規模の「必修漏れ」騒動を「教訓」として受けとめ、高等学校に関係するわが国の教育行政の基本的問題を確認することが最終的な目的となる。本稿では事実関係を整理するため、当時の新聞等の報道を利用することになるが、報道のされ方についても注意を払うことにする。それが、この騒動の本質的部分を理解するのに必要と考えるからである。また、この問題の呼称としては、現在に至るまでに「未履修問題」が広く定着しており、個別的事例をさ

す場合も当時から「未履修」が用いられることが多いようであるが、本稿の表題でも示されるように、以下の本文中では、「必修科目の履修漏れ」という意味で「必修漏れ」の言葉をおもに使うことにする⁴⁾。

1. 全国的騒動以前の「必修漏れ」

表 1 は、2006 年度に「必修漏れ」を発覚させた 663 校について、その開始年度を整理したものである（663 校に含まれない「過去の判明分」も付属）。すなわち、不適切な履修が何年度の入学生から行われていたのかについて、年度ごとに学校数とその割合を示したものである。この表より、663 校のうち 37 校（5.6 %）は、1994 年度より何らかの科目で「必修漏れ」が発生させていたことがわかる。1994 年度というのは、1989 年の学習指導要領にしたがって「世界史必修」が実施に移された年である。他方で、付属の「過去の判明分」が示すように、2006 年 10 月以前に文部科学省は、1994 ～ 2001 年度について全部で 82 の高校で「必修漏れ」が発生していたことを把握していたのである。ここでは、騒動以前の「必修漏れ」の様相について、同省の対応も含めて確認しておきたい。

（1）西日本各県での「必修漏れ」の発覚

2006 年度より以前で最も早くに新聞で報じられたのは、1999 年 6 月 4 日の、熊本市内の私立信愛女学院高校での「必修漏れ」であった。同校では「地理歴史」で 2 科目以上の履修が必要であるにもかかわらず、1 科目の履修のみで卒業させていたというものであった。熊本県ではその後、6 月 19 日までに、県立高校 2 校でも理数科などのクラスで、過去 3 年間にわたって多くの生徒が「世界史」を履修しないまま卒業していた事実が明らかになった⁵⁾。他方、長崎県でも同年 6 月 11 日に、県南部の県立高校の数校で「必修漏れ」が明らかになり、その後の調査で、県立高校 6 校と私立高校 2 校の計 8 校で「必修漏れ」の事実が報告されることになった。長崎県の「必修漏れ」のなかには、「地理歴史」と同様に 2 科目以上の履修が必要とされた「理科」でも、1 科目しか履修していない事例が見つかった⁶⁾。

両県の事例において注目すべきは、第一に、3 年も前から、すなわち「世界史」必修が適応された 1994 年度の入学生から、「地理歴史」の科目で「必修漏れ」が続いていたことであり、とくに必修であるはずの「世界史」を履修しないまま多くの生徒がすでに卒業してしまっていたという事実である。そして、第二は、2006 年に広く知られることになった「必修逃れ」の以下のような 3 つの手法が、すでにこの時、多くの高校で採用されていた点である。すなわち、① 本来 2 科目の履修が必要であるところ、1 科目で可とするカリキュラムを編成する、② 履修した 1 科目の単位の一部を、実際には受けていない科目に振り替えて、生徒の指導要録や調査書に記載する、③ カリキュラム上の科目の内容を大学受験に必要な別の科目に差し替えて授業を行う、である。ほとんどの場合、①と②は組み合わせで運用され、また、②と③の採用は教育委員会への「虚偽報告」と生徒の指導要録や調査書における「偽装」をともなうことを意味した⁷⁾。

そして、熊本と長崎での問題の発覚から 2 年後の 2001 年 10 月には、今度は、広島県の県立高校 14 校で、さらに同一年度内の 2002 年 3 月には、兵庫県の県立高校 59 校で、いずれも「地理歴史」の科目で同様の問題がつぎつぎと明るみに出た。兵庫県の 59 校は、当時の全県立高校 164 校の 3 分の 1 を超える数であった。要するに、2 年ほど前の九州の熊本県と長崎県での騒動は、この

表 1 高等学校の「必修漏れ」開始年度の状況

開始年度 (生徒の入学年度)	公 立		私 立 ^{※1}		合 計		過去の判明分 ^{※2}	
	学校数	割合(%)	学校数	割合(%)	学校数	割合(%)	学校数	割合(%)
1993 (平成5) 以前	0	0.0	11	3.8	11	1.7	0	0.0
1994 (平成6)	22	5.9	15	5.1	37	5.6	17	20.7
1995 (平成7)	8	2.2	5	1.7	13	2.0	10	12.2
1996 (平成8)	8	2.2	6	2.1	14	2.1	13	15.9
1997 (平成9)	10	2.7	7	2.4	17	2.6	10	12.2
1998 (平成10)	5	1.3	5	1.7	10	1.5	20	24.4
1999 (平成11)	20	5.4	6	2.1	26	3.9	10	12.2
2000 (平成12)	19	5.1	6	2.1	25	3.8	0	0.0
2001 (平成13)	35	9.4	11	3.8	46	6.9	2	2.4
2002 (平成14)	15	4.0	15	5.1	30	4.5	0	0.0
2003 (平成15)	170	45.8	123	42.1	293	44.2	0	0.0
2004 (平成16)	42	11.3	74	25.3	116	17.5	0	0.0
2005 (平成17)	13	3.5	5	1.7	18	2.7	0	0.0
2006 (平成18)	4	1.1	3	1.0	7	1.1	0	0.0
合 計	371	100.0	292	100.0	663	100.0	82	100.0

註： ※1 私立高等学校の1993年度以前の開始年度（11校）の内訳については、開始年度が1993年度が3校、1992年度が2校、1991年度が1校、1989年度が1校、1988年度が2校、1986年度が1校、1982年度が1校であった。

※2 「過去の判明分」は熊本県、長崎県、広島県、兵庫県において過去に「必修漏れ」が判明した公立校の数値。ただし、2006年度に「再発」させた高校は除かれている。

典拠： 文部科学省「高等学校等の未履修開始年度等について」（平成18年12月13日発表）に掲載の表より筆者が一部改変。

両県では何ら「教訓」とされなかったのである。広島県の高校では、おもに上記の①と②の手法が、兵庫県の高校ではおもに③の手法がとられていたようである⁸⁾。

広島・兵庫の両県では、上記のような「履修漏れ」の発覚後、関係者の処分も発表された。広島県では、14校の校長と元校長の合わせて18名のほか、統括責任者である教育長などが処分の対象となり、兵庫県でも県立高校の校長59名と教育長などが、文書訓告や厳重注意の処分を受けることになった⁹⁾。とくに兵庫県では、一度に行われる処分としては異例の規模であり、県立高校の3分の1を超える学校が関係していたことと合わせて、全国的にもっと大きな注目を集めても不思議ではなかった。

こうして、「必修漏れ」の発覚は熊本、長崎、そして広島、兵庫県と続いたわけであるが、地方紙や全国紙の地方版で繰り返し報道されても、全国版での扱いはほとんどなく、そのため全国的には一部の専門家を除くとあまり関心を集めることはなかった。この時、報告を受けた文部科学省（2001年1月5日以前は文部省）や政府も、各県で発覚した問題を地域的に限定的なものとし、各県の教育委員会に個別に指導するだけで済ませた¹⁰⁾。現実には、表1にも示されているように、その後「必修漏れ」は隠された状態で、2006年度に向けて増加の一途をたどるのである。

（2）「高等教育学力調査研究会」の調査報告

表2は、「高等教育学力調査研究会」の調査報告書¹¹⁾から、大学生の高校での教科・科目の履修

表2 主要学部系統別の大学生の高校での教科・科目の履修状況
 (「高等教育学力調査研究会」の2002年度のアンケート調査による)

a) 「地理歴史科」の各科目

学部系統 ^{※1}	世界史		日本史		地理		地理歴史 ^{※2}	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
1) 法学	1,880	87.6	1,737	81.0	1,101	51.3	4,718	220.0
2) 経済・商学	3,829	86.1	3,362	75.6	2,555	57.5	9,746	219.2
3) 文学	3,374	90.2	3,065	82.0	1,917	51.3	8,356	223.5
6) 外国語	1,101	91.2	930	77.1	632	52.4	2,663	220.6
8) 理学	1,240	77.7	728	45.6	1,070	67.0	3,038	190.4
9) 工学	3,365	77.2	2,214	50.8	3,053	70.0	8,632	197.9
11) 医学	1,393	74.1	969	51.6	1,149	61.1	3,511	186.9
12) 歯学	469	68.5	370	54.0	423	61.8	1,262	184.2
合計 ^{※4}	27,708	83.6	22,203	67.0	19,325	58.3	69,236	208.8

b) 「国語」「数学」「外国語」(必修教科)

学部系統 ^{※1}	国語		数学		外国語		最大人数 ^{※3}
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	
1) 法学	2,121	98.9	2,090	97.4	2,115	98.6	2,145
2) 経済・商学	4,337	97.5	4,274	96.1	4,348	97.8	4,447
3) 文学	3,695	98.8	3,654	97.7	3,698	98.9	3,739
6) 外国語	1,187	98.3	1,173	97.2	1,183	98.0	1,207
8) 理学	1,579	98.9	1,587	99.4	1,579	98.9	1,596
9) 工学	4,279	98.1	4,316	99.0	4,302	98.6	4,361
11) 医学	1,850	98.5	1,854	98.7	1,836	97.7	1,879
12) 歯学	666	97.2	674	98.4	673	98.2	685
合計 ^{※4}	32,607	98.4	32,452	97.9	32,596	98.3	33,154

註：※1 番号は、典拠資料によるもので、全部で21の学部系統に分類されていた。

※2 「世界史」「日本史」「地理」の3科目の合計。

※3 各学部系統のアンケート回答者の合計人数。

※4 表記の学部以外も含めた全学部系統の合計。

典拠： 高等教育学力調査研究会(研究代表者 柳井晴夫)『大学生の学習に対する意欲等に関する調査研究』(平成12,13年度文部科学省教育改革の推進のための総合的調査研究委託報告書)(平成14(2002)年3月)231頁に掲載の表を筆者が改変。

状況に関するデータを整理したものである。2002年度に行われたこの調査は、文部科学省の委託により行われたもので、その本来の目的は、大学生の学習意欲を既定する諸要因とその相互関係を明らかにしようとするものであった。そのために、全国の国公私立の408大学に依頼し、1～4年次生に対してアンケート調査を実施したのであった。そして、そのアンケートの質問項目に、列挙した教科・科目名から高校での履修の有無を尋ねるものがあったのである¹²⁾。

まず、この表で目につくのは、「世界史必修」であるはずにもかかわらず、その履修率が全体の平均で83.6%しかないことである。この報告書の解説では、高校での必修科目であっても履修率が100%になっていないのは、「本人の自己申告をもとに算出したため」とされ、「誤差」の範囲と

して解釈されている¹³⁾。ところが、「教科」として必修である「国語」「数学」「外国語」の履修率がそれぞれ 98.4 %、97.9 %、98.3 % とほぼ 100 % であることに鑑みると、「世界史」の履修率 83.6 % は明らかにおかしな数値ということになる。さらに、学生の所属する学部系統別で「世界史」の履修率をみてみると、理系の学部で履修率の低い数値が目立つ。歯学部が 68.5 %、医学部が 74.1 %、そして工学部が 77.2 % である。他方で、履修率の平均値を大きく上回っているのは、外国学部の 91.2 %、文学部の 90.2 % である。

また、表 2 では「地理歴史」の 3 科目の合計についても履修率が算出してある。「地理歴史」の教科については、前述のように「世界史」を含む 2 科目以上の履修が卒業要件になることから、3 科目の合計による履修率は 200 % を超えるはずである。ところが、全体の平均の履修率は 208.8 % であるが、掲載される理系学部すべてで 200 % を切っていることが読み取れる。歯学部が最も低く 184.2 %、医学部が 186.9 %、そして理学部が 190.4 % である。上記の「世界史」の学部系統別の履修率の傾向と合わせて考えると、誰もが容易に、各学部で選択できる受験科目とこうした履修率が密接に関係していることに気づくであろう。

この報告書は、文部科学省に提出されるとともに、アンケート調査に協力した国公立の大学には配付されたが、一般にはほとんど知られることはなかった。この報告書の存在は、2006 年 11 月 9 日に、すなわち「必修漏れ」騒動が起こってから、「読売新聞」と「朝日新聞」により大きく報じられることになった。文部科学省は 4 年も前に、高校「世界史」について大規模な「必修漏れ」を把握していたはず、と指摘するものであった¹⁴⁾。

ところが、このような調査報告書については、文部科学省内でも長く忘れられ、放置されていたようである¹⁵⁾。この調査の目的は、「必修漏れ」の実態把握にはなく、質問項目の設定もそのようになっていなかった。そのため、「公民」や「理科」の「必修漏れ」については、調査結果から何もいえない。それでも、上記のように「地理歴史」については「必修漏れ」の事態は明白であったのであり、この情報は活用されてしかるべきであった。上記のように新聞で報じられた際の初等中等教育局長の弁明は、「担当していた高等教育局の問題意識が至らぬに見逃し、高校を担当する初等中等局に連絡されなかった」というものであった¹⁶⁾。しかしながら、その 4 年後の「必修漏れ」問題の大騒動に鑑みれば、「縦割り行政による弊害」で済ますには、このような「見逃し」は重大な「過失」ともいえよう¹⁷⁾。

2. 2006年度の「必修漏れ」騒動の展開

(1) 「必修漏れ」問題の全国的騒動の発生

前述のように、2006 年度の「必修漏れ」問題は、2006 年 10 月 24 日の富山県立高岡南高校に関する報道から始まり、その後は、富山県やその隣県にとどまらず、全国の高校で同じ問題が発覚し、大規模な騒動へと一挙に発展していった。今回は、文部科学省の指示により各都道府県の教育委員会が一斉に高校への聞き取り調査を開始し、各新聞社も全国版で独自集計をつぎつぎと発表したことが、全国的騒動への発展を促進した¹⁸⁾。

2006 年 11 月 20 日時点での文部科学省の集計では、全国の公立高校 371 校と私立高校 292 校の合わせて 663 校、すなわち全国の高等学校 5,408 校の 12.3 % で、何らかの科目で「必修漏れ」が発生していることが明らかとなった¹⁹⁾。また、表 3 に示されるように生徒数では 104,202 人、全国の第 3 学年の総生徒数 1,161,925 人の 9.0 % が「必修漏れ」の状態であることが判明した。そして、

表3 2006年11月20日までに判明した高等学校の「必修漏れ」の状況（生徒数）

	第3学年の 総生徒数	「必修漏れ」生徒		不足する授業時間別の生徒数		
		生徒数	割合(%)	70コマ以下	70コマ超～ 140コマ以下	140コマ超
国立	2,836	0	0.0	0	0	0
公立	812,767	60,988	7.5	50,653	9,334	1,001
私立	346,332	43,214	12.5	27,677	10,631	4,906
合計	1,161,925	104,202	9.0	78,330	19,965	5,907

典拠： 文部科学省「高等学校等における未履修の状況について」（平成18年12月13日発表）より
筆者が一部改変。

上記の663校は、熊本県を除く全国46都道府県に散らばっていた。

ここで注目すべきは、「必修漏れ」の「再発」の問題である。すなわち、1999年度と2001年度にすでにこの問題を発生させていた4県のなかで、熊本県を除く長崎県、広島県、兵庫県の3県で再び同じ問題が発覚したことである²⁰⁾。さらに、2006年度に広島県で「必修漏れ」が発覚した県立高校3校のなかの1校と、同じく兵庫県の県立高校8校のなかの3校は、2001年度に同じ問題を起こしたことがあり、各県の教育委員会により是正の指導を受けていたはずの高校であった²¹⁾。このような「再発」の事実は、ある意味で「必修逃れ」の「誘惑」がいかに大きく高校に作用していたのかを物語るものといえる。そして、2006年度に全国の高校で行われていた「必修逃れ」の手法も、すでに熊本県や長崎県で行われていた前述の①～③に当てはまった。

ところが、2006年度の新聞等の報道で、このような「再発」の問題について強調されることはあまりなかった。その結果、文部科学省にとって2006年度の全国的な問題の発覚が、あたかも「青天の霹靂」であったかのような印象を一般に広めることになった²²⁾。こうした印象は、以下でみるような新聞等の「必修逃れ」の理由に関する報道の仕方、そして、政府や文部科学省よりも学校現場や教育委員会の責任を追及する姿勢により強められることになった。

（2）「必修逃れ」の理由

それでは、各学校を「必修逃れ」に走らせた動因とは何であったのか。高校側の説明の多くは、「受験対策」であった。2006年10月に最初に「必修漏れ」が発覚した高岡南高校では、生徒から学校での勉強は「受験に必要な教科だけにしたい」と声があがっており、また、とくに大学受験で「世界史」科目の選択者が少ないことから、2003年10月に校内の「教育課程委員会」で、「地理歴史」のなかから1科目だけの履修で卒業できることを決定したという。また、「世界史」を選択しない生徒についても、「日本史」や「地理」の授業で「世界史」に関連した事項を取りあげることにより「世界史」を履修したことにするといった「解釈論」も、こうした学習指導要領の規定に反するカリキュラムの運用の一助とされた²³⁾。「必修漏れ」を発覚させた他の多くの高校でも、同様の経緯があったものと推察される。また、校長のなかには、進学実績をあげるためであったことを「告白」する者もいた。とくに、私立の高校の場合、大学進学の実績が生徒の募集に影響することがあった。こうした事実からも、「受験対策」が「必修漏れ」の決定的動因として働いていたことは確かといえよう。

また、地方県の公立の進学校で「履修漏れ」が多く発覚していることが、こうした「受験対策」

の動因としての大きさを示すものとしてしばしば指摘された。大都市のない地方県では、有力な私立高校も、受験指導を行ってくれる塾や予備校もないがゆえに、公立高校が大学受験の積極的対策を期待され、担わなければならなかったとする説明である²⁴⁾。地方県の公立の進学校といってもその定義は困難であり、地方県によっても「必修漏れ」の実態は多様であった。それでも、首都圏の都県の公立で「必修漏れ」が発覚した高校は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県で1校もなかった。他方で、発覚した高校が多かったのは、静岡県³⁵、岩手県³³、北海道³⁰であり、発覚した高校の公立高校に占める割合が最も高かったのは、島根県の45.2%（42校中19）、次に岩手県の41.7%（79校中33校）であり、確かに地方県の公立高校で「必修漏れ」が目立った。

「受験対策」以外の理由をあげた高校として「読売新聞」は、「情報」の授業を「3年生の運動不足を補うために体育に代替した」とする宮城県の高校や、伝統行事である「運動会の練習時間を確保したかった」と説明する岩手県のある高校をとりあげ、こうした理由を「あきれた理由」と評している²⁵⁾。このような理由をあげる高校はかなり少数派であり、こうした高校も「受験対策」を含めた授業時間の全般的な不足に悩んでいたのも確かといえよう。

授業時間の不足の大きな影響については、第1章で参照した「履修漏れ」の開始年度を整理した表1から読み解くことが可能である。2006年度に「必修漏れ」を判明させた663校のうち、1994年度までに48校（7.4%）が「必修漏れ」を発生させていたが、その数はその後、年度ごとの平均で23校ずつ増加し、2002年度までに229校（34.5%）になっている。ところが、2003年度には293校が、2004年度には116校が一挙にこれに加わり、2004年度に「必修漏れ」を発生させていた高校の総数は522校（78.7%）になっている。こうした急増には、2002年度に公立学校で完全学校週5日制が実施され、これにより週の授業時間数が32単位時間から30単位時間に減ったこと、そして2003年度に「情報」（2単位）と「総合的な学習の時間」（2～6単位相当）が必修科目として新しく導入されたことが影響したと考えられる。

「必修漏れ」を増加させた要因には、こうした過程での授業時間の絶対的不足もあったのであり、とくに「受験対策」を意識して授業時間のやり繰りに悩む現場の教員には、「必修逃れ」の「誘惑」は次第に大きくなっていったと考えられる。

（3）「必修漏れ」の責任問題

その後、責任者の処分も進められることになった。「朝日新聞」の集計によると、2006年12月末までに早くも17道県の教育委員会が処分の決定をくだしており、その対象者は517名にも及んだ²⁶⁾。前述の広島県と兵庫県の場合と同様に、処分の第一の対象となったのは、各学校の教育課程（カリキュラム）の編成権限をもっていた校長であった²⁷⁾。

そして、教育委員会の監督責任者である教育長及び幹部職員たちの多くも処分の対象となった。ただし、各都道府県の教育委員会は各高校に対する監督責任を認めつつも、島根県の教育長が主張するように「組織として関与したわけではない」とする立場が一般的であった²⁸⁾。また、富山県では教育委員会の次長と参事が過去に校長として在任していた時期に、その高校で「必修漏れ」が生じていた事実が明らかになったが、彼らは「当時は気づいていなかった」と弁明している²⁹⁾。他方で、静岡、福島、長野県の各教育長が、以前に在職していた県立高校の校長時代に「必修漏れ」を認識しながら、改善措置をとらなかったといった事実も浮かび上がった³⁰⁾。各高校が作成した教育課程は、教育委員会の指導主事がチェックし、教育長が最終的に決裁することになっていたが、上記の事例からわかるように、教育委員会と公立高校の校長の間には人事の交流があり、

その結果、教育委員会の監督機能は働かない状態にあったのである³¹⁾。

ところが、今回の処分の対象はこうした管理職者にとどまらず、現場で授業を担当していた教諭にまで及んだ。こうした教諭の処分は、「必修漏れ」を繰り返した広島県と兵庫県で行われた。教育委員会に提出した時間割とは異なる内容で授業をしていることを認識していたとして、両県ではそれぞれ 27 人と 17 人の教諭が嚴重注意の処分を受けた³²⁾。先に言及した富山県立高岡南高校の事例からも、現場の教師たちが「受験対策」のために学習指導要領に反するカリキュラムの改編や運用を提案し、実施に移したケースも多かったと考えられる。しかし、兵庫・広島の両県でのみ行われた現場教師に対する処分については、「必修逃れ」の提案が多くの場合、生徒の希望を汲みとる教師たちのいわば「善意」から出たことに鑑みると、釈然としないものが残った。ここでは、彼らが学習指導要領の「法的拘束力」に関してどの程度の認識があったのかも問題となろう。

他方で、文部科学省及び政府の責任は明確とされなかった。同省の幹部職員の処分もまったく行われなかった。こうした状況を象徴するのが、衆議院の「教育基本法特別委員会」における伊吹文部科学大臣の発言である。10月30日の審議では、高校の「必修漏れ」問題が議論の中心となり、とくに責任の所在が大きな争点となった。そこで同大臣は、学習指導要領に反して「必修漏れ」が生じていたことについて、自身に「管理権、人事権がないにしても、結果責任の一端を負わねばならない」と言いながら、高校教員の人事権は基本的には教育委員会にあること、そして、各学校の運営権限は校長にあることを強調したうえで、「権限を持って実際にあたっている人はしっかりして欲しい」と述べたのである。このような発言に対して、野党の委員からは、全国規模で発生した問題について、各都道府県の教育委員会や個々の学校長に責任を押しつけるものとして激しい批判が出された³³⁾。

こうしたなかで、2006年10月31日、「履修漏れ」が発覚していた茨城県の県立高校の校長の自殺が伝えられ、全国に大きな衝撃が広がった。同校では、26日に「世界史」と「理科」の科目で「必修漏れ」があることが判明しており、その後、校長は説明会や今後の対応の協議などに追われていた。校長の遺書には、生徒の調査書や成績表の「虚偽」の記載について、生徒に「瑕疵」はないとして、教育委員会に善処を求める内容が記されていた³⁴⁾。そして、その後11月6日には、愛媛県の県立高校の校長の自殺が報じられた。同校ではのちに「世界史」の「必修漏れ」が判明しており、校長は志願大学にすでに送付された生徒の調査書の「虚偽」の記載のことで、思い悩んでいたと伝えられた³⁵⁾。

この間、大学においても対応に苦慮するところがあった。出願者の調査書の内容について大学側が独自に調査することは不可能であり、そのため、調査書に虚偽記載が確認された高校に調査書の再提出を要求する大学も出る一方で、合格後に虚偽記載が判明した場合には、入学許可を取り消すことを発表する大学も出始めていた³⁶⁾。このような大学側の動向も、「必修漏れ」を出した高校の校長たちに大きなプレッシャーとなっていたことは想像に難くない。また、「必修逃れ」といった言葉を使うマスコミの学校現場の責任を追及する報道も、保護者や生徒に対する謝罪と説明、そして補習計画の立案などの対応に追われる学校現場の責任者たちを心理的に追い詰めることになったことも考えられる。

本稿のここでの目的は、「必修漏れ」問題の責任者を糾弾することにはない。しかし、文部科学省は、前章でみたように、以前から「必修漏れ」の報告を何度も受け取っていたのであり、各県の教育委員会が各高校の教育課程の作成・実施について十分な監督機能を果たせなくなっていることに気づいてもおかしくない状況であった。ところが、同省は2006年度以前に全国的な実態調査や

対応策を積極的に講ずることはなかった。他方で、学習指導要領の「法的拘束力」を主張し、その規定の厳守を求め続けていたのであるから、2006年度にいたっての「必修漏れ」の全国的騒動についての同省の責任はきわめて重いといわねばならない³⁷⁾。

3. 2006年度の「必修漏れ」問題の「政治的決着」

前述のように、2006年11月20日時点で、全国の663の高等学校に在籍する104,202人の3年生の生徒が「必修漏れ」の状態にあった。各高校は約3ヵ月後の卒業式に間に合うよう、早急に補習計画をたてる必要に迫られることになった。

たとえば、2単位科目の「世界史A」が「必修漏れ」であった場合、1コマ50分の授業単位で70コマの補習授業が必要であり、1日6コマの授業を行った場合でも、およそ12日かかることになる。ところが、複数の教科や科目について「必修漏れ」がある生徒も多く、先に参照した表3に示されるように、全国の高校で必要となる補習コマ数が70超～140以下の生徒が19,965人(19.2%)、140超の生徒が5,907人(5.7%)もいたのである。具体的な事例としては、岩手県の私立盛岡中央高校で51人の生徒が350コマの補習を、石川県の星陵高校で231人の生徒が210コマの補習を必要としていた³⁸⁾。このようなケースでは、上記のような標準の授業コマ数で補習を実施した場合、大学受験を間近に控えた生徒たちにとって過重な負担になることは明らかであった。こうした負担を軽減するため、卒業式を遅らせ、受験シーズンが一区切りついでから集中的に補習を実施することを検討し始める高校もあった。また、補習を実施するにも「必修漏れ」科目を担当できる教員が不足し、退職教員を非常勤として早急に確保したり、校長や教頭も教壇に立たねばならなかったり、また、科目によっては教科書の調達が困難であるといったケースも報告された³⁹⁾。

こうした混乱した状況が次第に明らかになるなかでも、文部科学省は当初、未履修者に特別な「救済策」を実施することに否定的であった。10月27日、当時の伊吹文部科学大臣は、「卒業証書を出すまでの間に学習指導要領に決めた通りの授業を受けていただく。特別な配慮は難しい」とする見解を示していた。また、「みなが決めたルールを守るところから社会の秩序が成り立っている。ルールを守らない学校を前提に、なし崩しにするのは適当じゃない」とも述べていた。前にも触れたように、学習指導要領は「法的拘束力」をもつというのが文部科学省の立場であって、とくに教科書検定に関連してこれが主張されてきた⁴⁰⁾。したがって、特別な配慮による「救済策」はこうした立場を自ら否定することにつながり、文部行政の根柢を危うくしかねないとの危惧もあったものと考えられる。

他方で、27日に初会合を開いた政府与党の「教育再生会議」⁴¹⁾では、生徒の負担を軽減する「救済策」を求める意見が多数出された。また、「追試や授業をやる必要はない。世界史の本でも読んで論文でも出してもらえばいい」といったかなり乱暴な発言も、同日、名古屋市の講演会で壇上に立った森元首相から飛び出した。こうした政府与党による圧力のなかで文部科学省は、「救済案」の検討を進め、30日には補習の上限を2単位分の70コマとする案を与党の関係者に伝え、この時、自民党の中川幹事長もこれを了承したとされる。ところが、11月1日に開かれた教育再生会議では、公明党の代表者から補習時間のさらなる短縮を強く求める意見が出され、自民党の代表者もすぐにこれに同調した。こうして文部科学省に「救済案」の見直しが要請されることになった⁴²⁾。

この時、第一次安倍内閣による「教育基本法改正案」の審議が衆議院で大詰めを迎えていた。与

党は、12月15日までの国会での成立をめざしており、衆議院の通過については参議院での審議時間を考慮して11月10日ごろを予定していた。こうしたなかで、10月下旬に「必修漏れ」問題の全国的規模の騒動がもちあがったわけである。「必修漏れ」問題は、衆議院の「教育基本法特別委員会」でも繰り返し持ち出されることになり、野党はこの問題の決着がつかない限り教育基本法改正案の審議にも応じられないとして、その責任について政府を追及する構えであった。他方で、10月31日の同委員会では、青森県八戸市で開かれた「教育改革タウンミーティング」における政府による「やらせ質問」が暴露され、この問題に関する野党の追及も始まった。こうした緊迫した状況下で、政府与党は最優先課題である教育基本法改正案の審議を進めるために、世論を意識した「救済策」による「必修漏れ」問題の早期決着を図ったわけである⁴³⁾。新聞報道などから、世論が文部科学省の固執する「ルール厳守」よりも、「被害者」である生徒の負担軽減を望んでいることは明らかであった。

そして、11月2日に、文部科学省は「必修科目未履修の生徒の卒業認定等について（依命通知）」を「救済策」として通達した。それによれば、① 必要な補習が70コマ（2単位分）以下の場合、50コマ程度に減じて補習することが可能で、② 必要な補習が70コマを超える場合（3単位以上）は、70コマを各科目に割り振って補習を行い、残りのコマ数はリポート提出などで補うことが可能、とするものであった。①の50コマまでに削減できる規定は、明らかに上記の与党による政治的圧力によるものであったが、疾病や事故による欠席を考慮して総授業時間の3分の2以上の出席で履修を認定できる各学校の学務規程が、50コマまでの短縮の根拠とされた。また、この方針と同時に、「必修漏れ」のまますでに卒業した生徒については、「卒業認定を取り消す必要はない」ことも通達された。その根拠としては、卒業認定は「学校教育法」等の規定に基づいて学校長の権限で行われたものであることがあげられていた⁴⁴⁾。

いずれにせよ、こうした「救済策」は、従来の文部科学省の立場からすると「超法規的措置」であった。この方針に従えば、たとえば4科目で8単位の未履修者は、本来であれば280コマの補習が必要となるが、補習そのものは1科目分の70コマで済ますことができる。具体的には70コマを十数コマずつ4科目に割り振って補習を受けて、各科目についてレポートを提出すればよくなったわけである。もちろん、生徒は「被害者」であることを前提とするこのような「救済策」は、一般に歓迎されることになった⁴⁵⁾。

こうして、「救済策」の実施によって「未履修問題」は一応の「政治的決着」をみたといえる。しかし、生徒のために「救済策」を早期にまとめる必要はあったとはいえ、教育基本法改正を優先しての与党の政治的圧力は、教育行政に対する明らかに不当な介入であった⁴⁶⁾。このような教育問題への「政治的介入」は、文部科学省の学校現場や都道府県の教育委員会に責任を押しつける姿勢とともに、「必修漏れ」騒動の重要部分を成しているともみることができる。

おわりに

2006年度に突如として噴出し、全国的騒動へと発展した高等学校の「必修漏れ」問題は、「世界史必修」が実施された1994年度ごろより徐々に蓄積されていったものであった。1999年度に熊本県と長崎県の合わせて11校で「必修漏れ」が発覚したが、もう一度、表1で確認すると、その陰では全国で128校で「必修漏れ」が始まっており、2001年度に広島県と兵庫県の73校で発覚した時には、199校に「必修漏れ」が広がっていたのである。そして、完全学校週5日制が実施され、

「情報」や「総合的な学習の時間」が必修科目として加わった 2002 ～ 2003 年度以降は、実に 500 を超える高校で「必修漏れ」がいわば「常態化」していたわけである。

西日本 4 県での発覚と関係者の処分に接して、とくに兵庫県の 59 校での「必修漏れ」の判明と 60 名を超える大量の処分者の報告がもたらされた時点で、文部科学省は「必修漏れ」が全国的に拡大しつつあることに気づかなかったのであろうか。また、2002 年度の「高等教育学力調査研究会」の調査報告書では、高校での「世界史必修」の違反、そして「地理歴史」の「必修漏れ」の疑いが濃厚であることが示されたが、その情報は初等中等教育局で活用されることはなかった。こうして蓄積されていった「必修漏れ」の問題は、2006 年度になって全国的騒動となって一挙に爆発したわけである。その間に、文部科学省が「必修漏れ」問題を把握し、「対応策」を講ずるチャンスはあったはずである。

ところが、2006 年度の全国的騒動にいたって文部科学省は、伊吹文科相の発言にみられるように、「結果責任」を認めるのみで、各高校で教育課程の編成権限をもった校長とその監督者である教育委員会に責任を押しつけるのみで、結果として現場で奔走する 2 名の校長の自殺といった取り返しのつかない事態をまねいた。また、「必修漏れ」を「再発」させた兵庫県と広島県では授業担当者の教諭 44 名も処分を受けることになった。本文中でも言及したように、校長と教育委員会の人事交流も原因となり、教育委員会の監督機能が十分に働かなくなっていたことも問題として指摘されるが、都道府県の教育委員会と文部科学省についても同様の問題が指摘されうる。文部科学省の幹部職員が教育委員会に出向し、教育長や高校教育課長などの地位についている事例は珍しくないからである。すなわち、「必修漏れ」の全国的騒動の発生には、こうした教育行政の構造的な問題も係わっていたとみるべきである。

また、新聞等のマスコミの報道のあり方により、一般の人びとは個人の責任論へと誘導され、上記のような「必修漏れ」を引き起こした教育行政の構造的・本質的問題から目が逸らされがちであった。本稿では、新聞報道を資料として事実関係の整理に利用したが、「必修逃れ」や他のセンセーショナルな印象の言葉を使って、関係者を非難する論調も一部には目立った。そして、最後に指摘すべきは、教育行政への「政治的介入」の問題である。学校現場と教育委員会の責任者の処分と「救済策」の発動をもって、この騒動はいわば「政治的決着」をつけられ、これによって「必修漏れ」騒動の根本的原因に関する追究に枠がはめられ、勢いが大きく削がれることになったといえる。徹底した追究は、本稿で指摘した教育行政のあり方や政治と教育の関係を問題とする議論を促進したはずであり、高等学校教育の全般的改革への早期の取り組みにつながるはずであった。後者の改革については、2018 年 3 月に告示された新しい学習指導要領による「世界史必修」の廃止と「歴史総合」の新設等によって、ようやく着手されたといえる。

〔註〕

- 1) 2018 年 3 月に告示の「高等学校学習指導要領」は、文部科学省のウェブサイトで見ることが可能である。〈http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm〉(2018 年 9 月 30 日)。ウェブサイトの URL に続く日付は最終閲覧日を示す(以下、同様)。また、1947 年以降、2009 年 3 月までに出された学習指導要領は、国立教育政

策研究所のウェブサイトの「学習指導要領データベース（過去の学習指導要領，昭和 22 年以降）」〈<http://www.nier.go.jp/guideline/>〉（2018 年 9 月 30 日）ですべて閲覧が可能である。

- 2) 「北日本新聞」が 2006 年 10 月 24 日の朝刊で「高岡南高 必修・世界史授業せず 昨年度の一部 2 年生 受験対策で生徒要望」と報じたのが最初であった。それに続けて，以下の全国紙でも報じられた。「地理歴史，選択制にしたら…必修もれて，卒業できない!? 富山の高校，補習検討」『朝日新聞』[夕刊]（2006 年 10 月 24 日）；「必修『地・歴』履修漏れ，3 年生卒業ピンチ…高岡南高」『読売新聞』[夕刊]（2006 年 10 月 24 日）など。上記の「北日本新聞」の特報記事は，2007 年度の「新聞協会賞」の受賞対象となった。笹谷泰「『高校必修科目未履修』の特報 『学ぶ』こと考えるきっかけに」日本新聞協会[編]『新聞研究』675 号（2007 年）12-15 頁。
- 3) 本稿のテーマに関連する最新の論稿としては，篠塚明彦「世界史未履修問題に見る世界史教育の現実」桃木至朗・藤村泰夫・岩下哲典編『地域から考える世界史——日本と世界を結ぶ——』（勉誠出版，2017 年）235-247 頁が，小稿ではあるが「終わっていない未履修問題」として重要な課題を整理している。
- 4) 「未履修」とは厳密には「まだ履修していない」状態を意味する。この問題の判明時には，「未履修」の高校 3 年生を卒業させるためにいかに「履修済み」にするかが大問題となったこともあり，「未履修」の言葉が一般的に普及したものと考えられる。なお，「必修逃れ」も一部の新聞（とくに「読売新聞」）やセンセーショナルに読者の関心をひこうとする週刊誌などでは盛んに使われたが，この言葉には「不正」を行った関係者の責任を追及し，強く非難する意味が込められているため，本稿では限定的な使用にとどめる。
- 5) 「必修科目教えず卒業 県が改善指導 熊本・信愛女学院」『朝日新聞』【西部】[夕刊]（1999 年 6 月 4 日）；「必修の未履修，県立高でも 熊本，3 年で 116 人」『朝日新聞』【西部】（1999 年 6 月 13 日）；「1 校の未履修，新たにわかる 熊本県立校の卒業問題」『朝日新聞』【西部】（1999 年 6 月 19 日）。
- 6) 「必修科目の一部省略 『受験に不要』 南部などの県立高校」『朝日新聞』【長崎】（1999 年 6 月 11 日）；「全高校で調査 必修科目未履修問題で県教委と県が開始」『朝日新聞』【西部】（1999 年 6 月 11 日）；「必修科目未履修，長崎県内は計 8 高校」『朝日新聞』【西部】（1999 年 6 月 26 日）など。
- 7) 事例はわずかであったが，①による教育課程の不備に気がつかず，「偽装」や「虚偽報告」をとともなわないこともあった。「政府，救済措置を検討」『毎日新聞』（2006 年 10 月 28 日）を参照。②と③による調査書の「偽装」については，法的には刑法の「公文書偽造罪に該当する恐れ」が指摘されている。「（教育法規あらかると）法律から見た『未履修』問題」『内外教育』5695 号（2006 年 11 月 17 日）27 頁。
- 8) 広島県の問題に関しては，「『世界史』選択扱い 県立海田高の理系生徒，必修にせず」『朝日新聞』【広島】（2001 年 9 月 4 日）；「必修科目未履修の生徒に 14 高校が単位 広島県教委発表」『朝日新聞』【大阪】（2001 年 9 月 15 日）；「校長ら 22 人を県教委処分 必修科目問題で 広島」『朝日新聞』【大阪】（2001 年 10 月 13 日）；「科目数，不正に操作 皆実高校長を減給処分」『朝日新聞』【広島】（2004 年 1 月 10 日）を参照。兵庫県の事例に関しては，「必修授業を一部せず 県立 59 高，受験用に代替」『朝日新聞』【兵庫】（2002 年 3 月 13 日）；「調査書に虚偽 受けぬ必修，履修扱い 兵庫県立の数校」『朝日新聞』【大阪】（2002 年 3 月 14 日）を参照。
- 9) 両県での処分については，「校長ら 22 人を県教委処分 必修科目問題で 広島」『朝日新聞』【大阪】（2001 年 10 月 13 日）；「兵庫県の未履修問題で校長ら 62 人処分」『朝日新聞』【大阪】（2002 年 3 月 29 日）を参照。1999 年 6 月に「必修漏れ」が発覚した熊本県立高校 2 校の校長も，同年 8 月 10 日付けで文書による訓告処分を受けている。「県立の 2 高校長を文書で訓告処分 必修科目の不履修で」『朝日新聞』【熊本】（1999 年 8 月 10 日）。
- 10) 「朝日新聞」は，2002 年 3 月 14 日の全国版に掲載された記事「調査書に虚偽 受けぬ必修，履修扱い 兵庫県立高の数校」のなかで，以下のような文部科学省教育課程課の簡単な談話を載せている。「記録として残されるべき生徒指導要録や，入試に必要な調査書に事実と異なる記載がされているのは遺憾だ。そもそも学習指導要領が守られていなかったことに問題がある。」

- 11) 高等教育学力調査研究会（研究代表者 柳井晴夫）『大学生の学習に対する意欲等に関する調査研究』（平成 12、13 年度文部科学省教育改革の推進のための総合的調査研究委託報告書）（平成 14（2002）年 3 月）。
- 12) 高校における履修の有無を尋ねる質問項目とは、以下のようなものであった（前掲書、266 頁）。このアンケートの本来の目的から調査の重点は、下部の(1)と(2)にあったことは間違いない。

C. 高等学校で学んだ次の 1～13 の教科・科目について、以下の 2 つの観点から評定してください。なお、その科目を履修しなかった場合には、「履修せず」の欄にマークするとともに、1) だけについて回答してください。

1. 国語 2. 世界史 3. 日本史 4. 地理 5. 現代社会 6. 倫理 7. 政治・経済

8. 数学 9. 物理 10. 化学 11. 生物 12. 地学 13. 外国語

(1) その科目を高校時代に学習していることが、大学において専門を学ぶうえで必要だと思う程度

1: 必要でない 2: どちらともいえない 3: 必要である

(2) 高校時代（浪人時代も含む）得意であった程度

1: 不得意であった 2: どちらともいえない 3: 得意であった

アンケートでは、履修科目のほかに、大学入学前に身につけたスキル、大学・学部に入學する際に重視した適正、そして、大学での自身の勉学態度などが尋ねられた。

- 13) 前掲書、45 頁。
- 14) 「必修逃れ 4 年前把握 文科省、研究会の報告受ける」『読売新聞』（2006 年 11 月 9 日）；「文科省、必修漏れを 4 年前に把握 委託の研究会から報告」『朝日新聞』[夕刊]（2006 年 11 月 9 日）。
- 15) 2006 年 11 月 8 日の「中央教育審議会」の「大学教育部会」（第 8 回）で、意見発表者の荒井克弘（東北大学大学院教育学研究科長）が、大学入試の改革に関連した発言のなかで、この調査結果について以下のように言及しているのが確認される。『『世界史』の履修率については、以前から研究者間では注目してきた。かつて、約 3 万 3,000 名を対象に大学生の学習意欲に関する調査を行った。その中で『高校時代に世界史を履修したか』という設問に対して『履修していない』と答えた者が医学系で 25 パーセント、全体で 17 パーセントいた。』
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/07012325.htm（2018 年 9 月 30 日）このような調査方法に関して明らかな誤りを含む言及は、全国的な「必修漏れ」騒動が起こった後のものであり、翌日に新聞に掲載された記事（註 14）に前掲）は、この発言に基づき取材を行ったものと考えられる。
- 16) 「文科省、必修漏れを 4 年前に把握…」『朝日新聞』[夕刊]（註 14）に前掲）。
- 17) 2003 年 3 月に発表された以下の研究でも、高等学校の「地歴」において 1 科目しか履修していない大学生がかなりの割合で存在することが明らかにされていた。山村滋・荒牧草平「大学入学者の高校での科目履修と受験行動——普通科に関する実証的研究——」『カリキュラム研究』21 号（2003 年）1-14 頁。この研究は、本文中で取り上げた高等教育学力調査研究会による調査よりも前の 1999 年 5～7 月の調査に基づくもので、全国の大学の 395 学部 に在籍する 2 年生のうち、普通科出身で 1994 年に実施の学習指導要領で高校を修了した 26,125 名分の分析結果を示すものであった。

なお、勤務する大学で教養科目「ヨーロッパ近現代史」を担当する筆者自身も、「高校で『世界史』を履修してきていないが、この授業の理解に不利にならないか」といった類いの質問を 2006 年度以前には頻繁に受けたことを記憶している。こうした学生の質問を「自己申告」による「誤差」として処理してよいか問題となる。ともかく、2006 年度の「必修漏れ」騒動について、大学教員にも責任の一端があることは確かといえよう。

- 18) たとえば、「朝日新聞」は以下のように連日、集計結果を発表した。『『必修漏れ』10 道県 63 校 公立高校、受

- 験対策を優先 朝日新聞社まとめ』『朝日新聞』（2006年10月26日）；「必修漏れ，35都道府県254校に多くの科目で発覚」『朝日新聞』（2006年10月27日）；「必修漏れ，41都道府県の404校に 政府は救済策検討」『朝日新聞』（2006年10月28日）。「毎日新聞」や「読売新聞」も、「必修漏れ」の判明した高校の数や生徒数を独自集計で発表した。
- 19) 2006年12月22日に開催された「中央教育審議会」の「初等中等教育分科会」（第45回）・「教育課程部会」（第49回）合同会議の配付資料「高等学校等における未履修の状況について」〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1399311.htm〉（2018年9月30日）による。
- 20) ただし，熊本県では全国的騒動が発生する直前の2006年5月に，私立の熊本マリスト学園で必修の「情報」の授業で実際には「理科」の内容を教えるといった問題が発覚していた。「『情報』授業，規定の半分 マリスト学園高」『朝日新聞』【熊本全県】（2006年5月18日）。
- 21) 「高校必修漏れで27人処分 県教委，再発防止策発表」『朝日新聞』【広島】（2007年1月13日）；「兵庫3高校「必修漏れ」 県立長田，龍野，相生」『朝日新聞』【大阪】（2006年10月30日）；「長田，社会70時間不足 県立3校が必修漏れ 高校必修科目履修漏れ」『朝日新聞』【兵庫】（2006年10月31日）。このような「再発」の事例は，それ以前にも広島県の県立広島皆実高校でも報告されている。同校は2001年時の「必修漏れ」校の一つであったが，2004年1月に3年生の多くの生徒が「地理歴史」で1科目しか履修していない事実が明らかになった。同校の校長は2004年時も2001年時と同じであった。「科目数，不正に操作 皆実高校長を減給処分」『朝日新聞』【広島】（2004年1月10日）。したがって，広島県の「必修漏れ」の発覚は，2006年度で厳密には3回目ということになる。
- 22) たとえば，「同様の問題は01年度，広島と兵庫の県立高校でも起きており，文科省は各教委の指導主事を集めた会議を開いて指導していた」（『必修漏れ』10道県63校 公立高校，受験対策を優先 朝日新聞社まとめ）『朝日新聞』（2006年10月26日），「履修漏れは99～02年に熊本，長崎，広島，兵庫で発覚。文科省は02，03年に各教委の担当者に指導したとしていた」（「文科省，必修漏れを4年前に把握 委託の研究会から報告」『朝日新聞』[夕刊]（2006年11月9日））といった簡単な言及が新聞報道では一般的であった。朝日新聞社の週刊誌「AERA」のみが，「バレたのは3回目」と小見出しを付け，兵庫県での「再発」の事例をとくに取り上げている。同県では2001年4月に県立長田高校が単独で問題を発覚させおり，これを含めると2002年度の59校の発覚は2回目，2006年度は3回目になることが指摘されている。「必修逃れの損得——名門公立校の合格実態にみる必修逃れ効果——」『AERA』19巻53号（2006年11月13日）24頁。
- 23) 高岡南高校については，註2)で前掲の新聞記事のほか，「学校側，勇み足強調 県教委，調査へ 高岡南高履修もれ・全3年生卒業ピンチ」『朝日新聞』【富山全県】（2006年10月25日）；「高岡南高 履修漏れ 指導要録にウソ記載 校長『日本史も世界史のうち?』」『読売新聞』（2006年10月25日）を参照。
- 24) とくに以下の週刊誌の記事を参照。「必修逃れの損得」『AERA』19巻53号（註22）に前掲）22頁；『高校世界史履修漏れ』戦犯を名指しする!』『週刊文春』48巻43号（2006年11月9日号）42-43頁；前田卓郎「未履修生徒は10万人に! いい加減にしろ，文科省!」『週刊現代』48巻43号（2006年11月18号）51-52頁。なお，「必修逃れ」による「受験対策」が，大学進学実績をあげるために効果があったかどうかについては，一概には言えないようである。「必修逃れの損得」『AERA』19巻53号，23頁参照。
- 25) 「必修逃れ あきれた理由 運動会の練習時間ほしい」『読売新聞』（2006年10月28日）。「読売新聞」はセンセーショナルな見出しを好む週刊誌と同様に，「必修逃れ」の言葉を積極的に使用し，当事者を厳しく非難する論調が目立つ。
- 26) 「公立高校の必修科目漏れ，517人処分 朝日新聞社集計」『朝日新聞』（2006年12月31日）。
- 27) ただし，各都道府県の教育委員会の聞き取り調査では，校長やそれを補佐する教頭が教育課程の編成や運用

の実態について把握しておらず、教務主任レベルに聞き取って「必修漏れ」が判明するケースもあったようである。たとえば、「必修漏れ、12校2千人超『虚偽報告』見抜けず 県・山形市教委『朝日新聞』【山形】(2006年10月26日) など参照。

- 28) 「県教育長が謝罪『結果的に黙認だった』 必修漏れ『朝日新聞』【大阪島根全県】(2006年11月1日)。
- 29) 「必修漏れで補充要領 県教委が対象8高校に通知『朝日新聞』【富山全県】(2006年11月8日)。
- 30) 「3 県教育長『黙認』 静岡, 福島, 長野高校長時代から『読売新聞』(2006年10月29日); 「学校は潔く認めて」『毎日新聞』(2006年10月30日)。
- 31) この問題に関しては、『『高校世界史履修漏れ』戦犯…』『週刊文春』48巻43号(註24)に前掲43頁; 前田卓郎「未履修生徒は10万人に! …」『週刊現代』48巻43号(註24)に前掲52頁も参照。
- 32) 「必修漏れで58人を処分 県教委, 一般教員も対象に『朝日新聞』【神戸】(2006年12月28日); 「高校必修漏れで27人処分 県教委, 再発防止策発表」『朝日新聞』【広島】(2007年1月13日)を参照。
- 33) 「焦点採録 教育基本法衆院特別委・30日」及び「必修漏れ責任論争 教育基本法の審議一転 国か教委か学校か」『朝日新聞』(2006年10月31日)。
- 34) 「必修科目履修漏れ『対応に疲れ果てた』 県立佐竹高の校長自殺で関係者驚き」『朝日新聞』【茨城首都圏】(2006年10月31日); 「生徒あて『迷惑かけた』, 自殺校長が遺書 必修漏れは直接触れず 茨城県立佐竹高校」『朝日新聞』[夕刊](2006年10月31日); 「必修漏れ, 自殺一因か 校長, 遺書に『生徒に瑕疵ない』」『朝日新聞』(2006年11月1日); 「補習をお願いします 一命を副えて」『読売新聞』(2018年11月1日)。
- 35) 「必修漏れ苦に自殺か 愛媛の高校長」『朝日新聞』[夕刊](2006年11月6日); 「新居浜西高の校長が自殺 校長室に必修逃れをほのめかす遺書」『読売新聞』(2006年11月6日); 「校長自殺の高校, 未履修を認める 愛媛・新居浜西」『朝日新聞』【愛媛全県】(2006年11月8日)。
- 36) 「高校履修不足 架空点数で推薦も 大学側『調査しない』」『毎日新聞』(2006年10月26日); 「『推薦』対応割れる大学」『読売新聞』[夕刊](2006年11月1日); 「山形大学医学部 合格取り消しへ 調査書虚偽が判明なら」『毎日新聞』(2006年10月31日); 「『入学の許可, 取り消しも』 必修漏れで鳥取大」『朝日新聞』【大阪】(2006年11月1日) など。
- 37) 学習指導要領の「法的拘束力」に関しては、「法律から見た『未履修』問題」『内外教育』5695号(註7)に前掲27頁など。学習指導要領は1947年3月に「学習指導要領一般編(試案)」として出されたのが最初であり、これ以降、高等学校については1952年3月20日に出された「学習指導要領社会編 III (a)日本史 (b)世界史(試案)改訂版」に至るまで、すべての学習指導要領は「試案」として示され、法的強制力のないものと解釈されていた。すなわち、これを参考にして現場の教師たちは、授業をかなり自由に組み立ててもよいことになっていた。吉田寅「世界史はどう教えられてきたか」樺山紘一・木下康彦・遠藤紳一郎編『世界史へ——新しい歴史像をもとめて——』(山川出版社, 1998年)124-125頁。ところが、1950年代半ばより、教科書検定訴訟のなかで文部省は、学習指導要領の「法的拘束力」を主張するようになる。永原慶二「歴史学と歴史教育のあいだ」歴史学研究会編『歴史学と歴史教育のあいだ』(三省堂, 1993年)10-11頁。
- 38) 「高校の必修漏れ, 救済検討 41都道府県404校に 安倍首相が指示」『朝日新聞』(2006年10月28日)。
- 39) 「補習はじめようにも… 先生いない 校長自ら教壇に」『読売新聞』(2006年11月1日); 「50～70コマでいいというけど先生足りない」『毎日新聞』(2006年11月2日); 「教科書足りず日本史学べず 県立福島高」『毎日新聞』(2006年10月29日); 「教科書なしも補習スタート」『毎日新聞』(2006年10月31日)。
- 40) 伊吹文科相の発言については、「履修単位不足 補習授業350回も 伊吹文科相『配慮難しい』」『毎日新聞』(2006年10月27日); 「(時時刻刻) ルール厳守か, 生徒救済か 文科省と与党が火花 必修漏れ問題」『朝日新聞』(2006年10月28日)に掲載。

- 41) 安倍内閣が、教育再生の取り組みを強化するために、2006年10月の閣議決定により設置した内閣総理大臣の諮問機関。安倍内閣が2007年9月に退陣したことにより、影響力は低下し、2008年1月に最終報告（第4次）を福田首相に提出して解散した。
- 42) 「ルール厳守か、生徒救済か…」『朝日新聞』（註40に前掲）のほか、「履修不足救済 与党、世論意識圧力 文科省 指導要領形がい化懸念」『毎日新聞』（2006年10月29日）；「負担減 公明押し切る 必修逃れ対策」『読売新聞』（2006年11月2日）；「生徒の7割「補習50回 弾力運用を容認」「補習280回▶70回『ホッ』」『読売新聞』（2006年11月2日）；「公明要望、自民が同調」『産経新聞』（2006年11月2日）。
- 43) 「必修漏れ」問題と「教育基本法」の改正案に関する審議との関係については、とくに「教育基本法改正案 攻防 激化」『読売新聞』（2006年11月2日）；「文科省、責任逃れ躍起 必修漏れに、やらせ質問 教育基本法への影響懸念」『朝日新聞』（2006年11月11日）を参照。「教育基本法改正案」の審議過程の問題については、三上昭彦「教育基本法の全面的『改正』と私たちの課題」『教育』57巻4号（2007年）4-7頁などを参照。「教育基本法改正案」は、11月15日に「教育基本法特別委員会」で、そして翌16日に衆議院本会議で、いずれも野党欠席のまま強行採決され、12月15日に参議院本会議で成立することになった。
- 44) 正式名「平成18年度に高等学校の最終年次に在学する必修科目未履修の生徒の卒業認定等について（依命通知）」は、「高校必修科目未履修問題の対応で通知」『週刊教育資料』959号（2006年11月13日）17-18頁に転載のものを参照した。
- 45) この「救済策」についての報道には、以下のようなものがあった。「救済策は現実路線 文科省は『後退』 必修漏れ問題」『朝日新聞』（2006年11月2日）；「必修漏れの救済策、全国に通知 文科省、『生徒は被害者』前提 補習70コマまで」『朝日新聞』[夕刊]（2006年11月2日）；「履修不足 補習50コマで卒業」『毎日新聞』（2006年11月2日）；「補習280回▶70回『ホッ』」『読売新聞』（註42）に前掲）。この時、同時に「平成19年度大学入学者選抜における調査書等の取扱い等について（通知）」（『週刊教育資料』959号（2006年11月13日）18頁に転載）が出され、全国の国公立大学に対して、来年度入試の出願書類として提出された調査書について、必修科目が未履修で最終年次に在学する生徒についても、未履修のまますでに卒業した者についても、不利に取り扱わないよう求められた。
- 46) このような問題に関しては、西岡尚也「高校世界史未履修問題にみる社会科教育の課題——大学生へのアンケートを中心に——」『琉球大学教育学部紀要』72号（2008年）101-102頁を参照。